

第8章 動物愛護管理センターの位置づけ及び役割

1 動物愛護管理センターの位置づけ

動物愛護管理センターを「市民啓発」、「市民への情報提供」、「動物関係団体との共働」、「収容動物の返還・譲渡」、「動物の適正管理」及び「危機管理」を行う拠点と位置づけ、第2次計画の具体的施策を推進していきます。

(1) 市民啓発の拠点

- ①動物愛護思想と適正飼育に関する市民啓発
- ②ふれあい事業やしつけ方教室の実施
- ③各種広報媒体を利用した情報の発信

(2) 市民に開かれた市民が訪れ情報を得る拠点

- ①動物の取扱いに関する正しい情報の提供
- ②譲渡動物に関する情報の提供
- ③市民の悩みや相談の対応

(3) 動物関係団体等と連携共働して活動する拠点

- ①動物関係団体等の育成と活動の場の提供
- ②市と動物関係団体等の各主体間の情報の共有
- ③各主体間の共働の実践

(4) 収容された動物を生かすための拠点

- ①元の飼い主への返還の推進
- ②新しい飼い主への譲渡の推進
- ③収容動物の適切な飼養管理の実践

(5) 動物の適正管理に関する取組みの拠点

- ①飼い主への動物の適正飼育に関する指導
- ②動物取扱業者への動物の適正管理に関する指導
- ③動物による人の生命、身体や財産に対する侵害の防止

(6) 危機管理拠点

- ①狂犬病の発生予防・まん延の防止
- ②狂犬病発生時の愛護動物対策の実施
- ③災害発生時の愛護動物対策の実施

2 2つの動物愛護管理センターの役割

2か所の動物愛護管理センターが役割を分担し、それぞれの立地や特徴を生かした取り組みを行います。

【東部動物愛護管理センター】

愛称：あにまるぽーと

飼い犬の狂犬病予防や動物取扱業者の指導、災害時等の危機管理などの動物管理業務の中心的役割を担い、動物（アニマル）が収容されても元の飼い主や新しい飼い主のところへ旅立つ港（ポート）となる、「あにまるぽーと」の愛称の通り、収容される犬猫の返還や譲渡を進める「生かすためのセンター」として、動物を飼育できる環境を生かし、犬とのふれあい事業など体験型啓発事業を中心とした啓発業務を担う施設を目指します。



【家庭動物啓発センター】

愛称：ふくおかどうぶつ相談室

市民啓発や動物関係団体等との共働を推進する役割を担い、動物関係団体やボランティアが連携を深める環境づくりのほか、飼い主に対する適正飼育の指導や動物の飼い方相談、市民に対する適切な動物との接し方の啓発等を行う「市民に開かれ市民が訪れる施設」を目指します。



用語解説

犬の登録

狂犬病予防法に基づき、生後91日齢以上の犬を飼育している所有者に義務づけられている市町村への登録。

登録はその犬が生きている限り生涯有効で、犬の死亡、所有者の変更、住所の変更の際には市町村への届出が必要となる。

鑑札

犬の登録の際に交付されるプレートで、登録を受けた犬への装着義務がある。

狂犬病

犬や人をはじめとする全ての哺乳類に感染するウィルス性感染症で、主に感染動物に咬まれることで感染し、発症するとほぼ100%死亡する。

日本国内では昭和32年を最後に発生はないが、世界各国では今日でも発生が報告され、年間5万人程度が死亡している。

狂犬病予防注射

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の予防・まん延を防止する目的で行う予防注射で、飼い犬に年1回の接種義務がある。

狂犬病予防法

狂犬病の発生予防とまん延防止を定めた法律で、犬の登録、狂犬病予防注射の実施等を規定している。

共働

市民、NPO、企業、行政等、あらゆる主体が、相互の役割と責任を認め合いながら、対等の立場で知恵と力を合わせて、長所や資源を活かし、共に汗を流して取組み、共に行動すること。

産業動物

畜主の経済行為として飼育される動物の総称で、牛、豚、馬、羊、山羊、鶏等がある。

実験動物

医療技術、薬品、化粧品や食品添加物の他にあらゆる物質の安全性や有効性、操作の危険性を研究するために育成、繁殖、生産される動物で、マウス、ラット、モルモット、ハムスター、ウサギ等がある。

終生飼育

動物の寿命が尽きるまで、適正に飼育すること。

地域猫活動

地域住民が主体となって、周辺住民の理解を得た上で、屋外で生活する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせ、トイレやエサやりの時間を決めるなど、一定のルールに従い猫を世話することで問題解決を図っていく活動。

注射済票

狂犬病予防注射を受けた犬の所有者に交付されるプレートで、狂犬病予防注射を受けた犬への装着義務がある。

動物愛護週間行事

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めることを目的として9月20日から9月26日までの期間に設けられた動物愛護週間に国や地方公共団体が行う行事。

福岡市ではこの期間に、適正飼育に関するパネル展示や犬猫の慰霊祭を行っている。

動物愛護推進員

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の愛護の推進に熱意と豊富な見識を有する者の中から、地域における犬猫等の動物の愛護の推進を図るため都道府県知事や政令指定都市の長が委嘱する者。

動物関係団体

飼育動物の虐待や遺棄の防止や適正な飼育・取扱いの普及啓発を推進するための団体で、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会などのように公益団体となっているものの他に組織的に大小様々な任意団体あるいはNPO法人が各地にある。

動物愛護フェスティバル

福岡市では、広く市民に対し動物の愛護と適正な飼育について関心と理解を深めていただくため、一般社団法人福岡市獣医師会や各動物関係団体等と連携した形で、催事用テントを設営しステージイベントの他多彩な催しを行っている。

動物取扱責任者

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業の登録を申請する際に、その事業所において動物取扱業務を適正に実施するための重要な役割を担う目的で、事業所ごとに常勤かつ専属の職員の中から選任される者。

動物取扱責任者研修会

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業者が選任した動物取扱責任者に1年に1回以上受けさせなければならない、都道府県・政令指定都市・中核市が開催する研修会。

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平成25年8月に国が動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進する目的で、「動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向」、「動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項」や「その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項」について定めた基本的指針。

動物の愛護及び管理に関する法律

動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いなど動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とした法律。

動物の殺処分方法に関する指針

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物を殺処分しなければならない場合に、殺処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めることを目的として定められた殺処分方法の指針。

福岡県動物愛護推進計画(第2次)

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平成26年3月に福岡県が、動物の愛護及び管理に関する施策を計画的かつ総合的に推進すること等を目的として策定した計画。

福岡市動物愛護管理センター

狂犬病予防、動物愛護の普及啓発等の業務を行う福岡市の行政施設。東部動物愛護管理センターと家庭動物啓発センターの2ヶ所のセンターがある。

東部動物愛護管理センター

福岡市の動物愛護管理センターのうち主に狂犬病予防、放浪犬の捕獲、犬猫の収容・管理・処分等の業務を主に受け持つ施設。(所在地 福岡市東区蒲田5丁目10番1号)

家庭動物啓発センター

福岡市の動物愛護管理センターのうち主に市民啓発、動物関係団体との共働、飼い主のいない猫対策等の業務を主に受け持つ施設。(所在地 福岡市西区内浜1丁目4番22号)

福岡市動物の愛護及び管理に関する条例

市、市民、飼い主、動物取扱業者の責務を明らかにし、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とした福岡市の条例。

福岡市動物の愛護と管理推進協議会

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とした効果的な施策等の検討を行うため設置された協議会で、学識経験者、動物愛護に関する法人、動物取扱業者、動物愛護団体や行政関係者で構成される。

福岡市ねことの共生ガイドライン

飼い猫の正しい飼い方や飼い主責任などを明確にするとともに、飼い主のいない猫について「地域ねこ活動」の考え方を導入し、猫の適正飼育や動物愛護への理解を普及促進することで、人と猫との調和のとれた共生社会を実現することを目的として、平成19年4月に福岡市が策定したガイドライン。

不妊去勢手術

雄雌の生殖に必要な部位(雄:精巣、雌:卵巣・子宮)を切除し、生殖不能な状態とする手術。

マイクロチップ

直径2mm、長さ8～12mmの円筒形で中にICチップが入っており、動物の体内に埋め込むもの。

ICチップに組み込まれた番号をマイクロチップリーダーでよみとり、登録データと照合することで速やかに飼い主が判明し、脱落しないことから、迷子や災害時の所有者探し及び、盗難防止に有効である。

第2次福岡市動物愛護管理推進実施計画

福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL:092-711-4273 FAX:092-73-5588

福岡市動物愛護管理センターホームページ「わんにゃんよかネット」

<http://wannyan.city.fukuoka.lg.jp/>

